

○男鹿地区消防一部事務組合感染症予防要綱

令和7年3月1日

訓令第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、救急業務を遂行する上で、救急隊(以下「隊員等」という)及び傷病者並びに救急車に同乗する者への感染症のまん延を予防し、隊員等の事故発生時における円滑な初期対応及び事務処理について万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 血液等 傷病者の体液(汗を除く)、粘膜、嘔吐物及び排泄物をいう。
- (2) 現場活動 救急、警防及び救助活動をいう。
- (3) 救急規則 男鹿地区消防一部事務組合救急業務に関する規則(昭和48年規則第2号)をいう。
- (4) 総括安全衛生管理者 男鹿地区消防一部事務組合職員安全衛生管理規程(昭和60年消本訓令第1号)第3条第1項に規定する者をいう。
- (5) 標準予防策 第11条に規定する予防策をいう。
- (6) 完全个人防护 ゴーグル又はフェイスシールド、N95マスク、つなぎ型感染防止衣、感染防止衣上下、ヘルメット、手袋、シューズカバー又はゴム長靴等を着用した状態をいう。
- (7) 感染症法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号)をいう。
- (8) 感染症傷病者 感染症に罹患している又はその可能性を有している傷病者をいう。
- (9) 感染性廃棄物 感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。
- (10) 感染症指定医療機関 感染症法第6条第12項に規定する当該用語の定義による。
- (11) 血液等曝露事故 血液等で汚染された鋭利物による受傷、針刺し事故及び粘膜への血液等の曝露並びに動物による受傷をいう。

(12) 完全個人防護対象感染症 検疫法(昭和 26 年法律 201 号)第 2 条に規定する検疫感染症(感染症法で定める第 3 類、第 4 類及び第 5 類感染症を除く)及び感染症法第 6 条に規定する重症急性呼吸器症候群をいう。

(13) 救急隊の感染防止対策マニュアル 総務省消防庁通知(令和 2 年 12 月 25 日付消防救第 315 号)をいう。

第 2 章 感染防止対策

第 1 節 通則

(感染防止管理体制)

第 3 条 総括感染管理者及び感染管理者は、その責務を全うし、隊員等の安全確保のため、感染防止管理体制を確立しなければならない。

第 2 節 総括感染管理者及び感染管理者の責務等

(総括感染管理者及び感染管理者)

第 4 条 総括感染管理者は救急課長とし、感染管理者にあつては、本署は副署長、各分署については分署長をもって充てる。

(総括感染管理者の責務)

第 5 条 総括感染管理者は、隊員等の感染防止の総括的な管理者として感染防止対策の整備及び研修の実施並びに衛生管理者と協力し隊員等への抗体検査及び予防接種の充実を図ることを責務とする。

(感染管理者の責務)

第 6 条 感染管理者は、隊員等の感染防止を管理し、感染防止対策の周知、指導及び総括感染管理者への情報提供並びに救急用資器材の衛生管理の徹底を実施し、隊員等の感染予防の向上を図ることを責務とする。

(他機関との協力体制)

第 7 条 総括感染管理者は、感染防止に関して地域メディカルコントロール協議会及び保健所との協力体制を構築するものとする。

第3節 研修

(研修)

第8条 第5条に規定する研修は、総括感染管理者が年1回以上実施し、その内容は次に掲げるものとする。

- (1) 標準予防策及び感染経路別予防策
- (2) 救急車及び救急資器材の洗浄並びに消毒の方法
- (3) 感染性廃棄物の処理
- (4) 血液等曝露事故発生時の対応
- (5) ワクチン管理の重要性
- (6) その他総括感染管理者が必要と認めるもの

※各研修内容は、総務省消防庁の感染防止対策関連動画及び感染防止対策マニュアル、他必要事項を文書等により周知することで、研修の代わりとすることができる。

2 総括感染管理者は、海外で流行し、国内で発生するおそれが著しい感染症又は感染力が強く、かつ国内で流行している感染症について、臨時の研修を実施することができる。

第4節 隊員等の抗体検査及び予防接種

(抗体検査及び予防接種)

第9条 消防長は、隊員等に対して次に掲げる感染症の抗体検査を定期的
に受診させるものとする。ただし、第1号から第4号までの感染症において、
満1歳以降に2回の予防接種記録があるときは、抗体検査を要しない。

- (1) 麻しん
- (2) 風しん
- (3) 流行性耳下腺炎
- (4) 水痘
- (5) B型肝炎
- (6) 破傷風
- (7) その他消防長が必要と認める感染症

2 消防長は、前項の抗体検査の結果が陰性になった感染症については、
隊員等へ予防接種を実施するものとする。

3 消防長は、前2項に規定する予防接種及び抗体検査の受診期間を総括安全衛生管理者及び総括感染管理者と医学的根拠に基づいて協議し、決定するものとする。

第3章 感染予防策

第1節 基本方針

(感染予防の基本方針)

第10条 隊員等は、傷病者との接触は、感染の危険があるものとし、標準予防策を適切に実施するものとする。

2 前項に規定する標準予防策のほか、隊員等が必要であると認める感染経路別対策を実施するものとする。

3 隊員等は、自身に汚染が認められるときは、当該汚染が拡大しないよう努めるものとする。

4 隊員等は、感染予防に関する相当の知識及び技術を習得し、感染のリスクの軽減に努めなければならない。

第2節 標準予防策等

(標準予防策)

第11条 標準予防策は次に掲げるものとする。

- (1) 手指衛生
- (2) 個人防護具の選定及び着脱
- (3) 救急資器材の清拭、洗浄及び消毒の実施
- (4) 救急自動車の清拭、洗浄及び消毒の実施

(手指衛生)

第12条 前条第1号の手指衛生については次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施時機
 - ア 傷病者への接触前後
 - イ 手袋の装着前後
 - ウ 血液、体液等に曝露した可能性のある作業の後
 - エ 傷病者周辺の物品に触れた後
 - オ 傷病者を医師に引き継いだ後

カ 車両及び資器材を整備した後

(2) 実施方法

ア 手指に視認できる汚染がない場合。

(ア) エタノール含有の速乾性手指消毒剤を使用し、手指を消毒する。

(イ) 消毒の範囲は手掌、手背、指先、指間腔、手首とし、消毒剤が乾くまで十分に擦り込む。

(ウ) エタノール抵抗性があるウイルス(ノロウイルス、ロタウイルス等)等に触れた可能性がある(嘔吐、下痢等の対応を行った等)ときは、汚染があるものとして流水と石けんで手洗いを行う。

イ 手指に視認できる汚染がある場合(血液、体液等に直接触れた場合など)。

(ア) 流水と石けんを用いて手洗いを行う。

(イ) 手洗い後の乾燥はペーパータオルを用い、共有のタオル等は使用しない。

(ウ) 手洗い後、手が乾燥した状態で、エタノール含有の速乾性手指消毒剤を手に取り、手掌、手背、指先、指間腔、手首に消毒剤が乾くまで十分に擦り込む。

2 前項に規定する手指衛生の手順については、救急隊の感染防止対策マニュアルに準ずる。

(個人防護具)

第 13 条 隊員等は、現場活動において感染の危険性を見極め、適切な個人防護具を選択するものとする。

2 個人防護具の着脱方法については、救急隊の感染防止対策マニュアルに準ずる。

3 個人防護具については、最低1年分の備蓄をするよう努めるものとする。

(同乗者への感染予防策)

第 14 条 隊員等は、救急車に同乗する者への感染予防策を前条第1項に準じて実施するよう努めなければならない。

(感染経路別予防策)

第 15 条 空気感染する感染症傷病者の対応をするときは、次に掲げる対策を実施するものとする。

(1) 隊員等は、N95 マスクを着用する。

- (2) 感染症傷病者及び救急車に同乗する者に対して、症状の有無に関わらず、可能な限りサージカルマスクを着用させる。
- (3) 救急車内の換気を実施する。
- 2 飛沫感染する感染症傷病者の対応をするときは、次に掲げる対策を実施するものとする。
 - (1) 隊員等は、サージカルマスクを着用する。
 - (2) 感染症傷病者及び救急車に同乗する者に対して、症状の有無に関わらず、可能な限りサージカルマスクを着用させる。
- 3 接触感染する感染症傷病者の対応をするときは、次に掲げる対策を実施するものとする。
 - (1) 隊員等は、手袋及びサージカルマスク、感染防止衣を着用する。
 - (2) 血液、体液等が飛散している又は飛散の可能性のあるときは、感染防止衣と併せて、シューズカバー及びゴーグル等を着用する。
 - (3) 感染症法に基づく一類感染症等の特定の感染又は未知の感染症に罹患していることが疑われる傷病者に対応する場合は、つなぎ型感染防止衣、感染防止衣上下を着用する。
 - (4) 傷病者を医療機関に引き継いだ後、自分自身や周囲を汚染しないように注意しながら個人防護具を外し、手指消毒を行う。
 - (5) 救急車に使用した医療資器材、リネン等は洗淨、消毒、滅菌又は感染性廃棄物専用箱に廃棄する。

第3節 清拭、洗淨及び消毒並びに廃棄

(清拭、洗淨及び消毒並びに廃棄)

第16条 救急業務取扱規程第19条第2号に規定する消毒の方法は、別表第1のとおりとする。

- 2 消毒薬については、使用法及び用量を熟知し、取扱う。
- 3 血液等で汚染された資器材及び使い捨て資器材を廃棄するときは、次の表に掲げる区分とする。

廃棄区分	該当資器材
シャープコンテナ	静脈留置針、穿刺針その他鋭利な器材
感染性廃棄物	血液等で汚染された物
産業廃棄物	血液等の汚染がない救急用資器材

- 4 前3項に規定する清拭、洗浄及び消毒並びに廃棄を行うときは適切な個人防護具を着用し、実施するものとする。

第4章 血液等曝露事故

(曝露事故発生時の処置)

第17条 血液等曝露事故により汚染した隊員等は、速やかに汚染部位を流水で洗浄するものとする。

(血液提供依頼)

第18条 隊員等に血液等曝露事故が発生したときは、隊長は直ちに傷病者又はその者の関係者に対して事故概要を説明し、様式第1号による血液提供の同意を得るものとする。

- 2 前項の同意を得たときは、搬送先医療機関へ様式第2号を提出し、傷病者の血液検体検査を依頼するものとする。ただし、様式第2号を提出できないときは、口頭で依頼し、速やかに様式第2号を提出するものとする。

(事故の報告)

第19条 現場活動において、隊員等に血液等曝露事故が発生したときは、隊長は搬送先医療機関の医師に感染予防に関し、口頭で指示及び助言を求め、その内容を速やかに口頭及び様式第3号による報告をしなければならない。

- 2 現場活動以外で血液等曝露事故が発生したときは、隊長にあつては、前項の報告を適用し、消防長にあつては、報告を受けた後に男鹿みなど市民病院又は藤原記念病院の医師に感染予防に関し、口頭で指示及び助言を求めるものとする。
- 3 第1項の搬送先医療機関で指示及び助言を受けられなかったときは、前項に準ずるものとする。
- 4 血液等曝露事故で当該血液等の情報が不明であったとき又は前条第1項の同意を得られなかったときは、第2項の規定を準用する。
- 5 血液等曝露事故にあつた隊員等のプライバシーに配慮するものとする。

(医療機関の受診)

第20条 消防長は前条の規定による指示及び助言に基づき、隊員等を受診させるものとする。

- 2 前条の規定による指示及び助言を受けられなかったときは、消防長は血液等に感染源が含まれると想定し、速やかに隊員等を受診させるものとする。
- 3 第18条第2項の血液検体検査の結果が陽性であったときは、消防長は血液等曝露事故に該当した隊員等を受診させるものとする。

第5章 感染症対応

(感染症等の通知)

第21条 総括感染管理者は、国内外の感染症流行に伴う通知を受けたときは、必要に応じてその対応方法について感染管理者に通知するものとする。

(抗体未獲得時の対応)

第22条 隊員等は、第9条第1項第1号から第4号までの感染症の傷病者に曝露した場合において抗体が未獲得のときは、保健所に指示を求め、感染対策を実施した後、医療機関を受診するものとする。

(完全个人防护の適用)

第23条 完全个人防护については、感染症傷病者が完全个人防护対象感染症であり、かつ隊長が必要であると認めるときに適用する。

(完全个人防护の方法)

第24条 完全个人防护具の着脱方法については、救急隊の感染防止対策マニュアルに準ずる。

(救急車の養生の適用)

第25条 救急車の養生については、完全个人防护の適用であり、かつ隊長が必要であると認めるときに実施するものとする。

(救急車の養生の設定及び解除方法)

第26条 救急車の養生の設定及び解除方法については、救急隊の感染防止対策マニュアルに準ずる。

(事案の報告)

- 第 27 条** 完全個人防護を適用する事案が発生したときは、事案が発生した管轄の感染管理者は、直ちに総括感染管理者へ報告するものとする。
- 2 総括感染管理者は前項の報告を受けたときは、速やかに保健所に報告し、指示及び助言を求めて対応するものとする。ただし、医療機関及び保健所から覚知したときは報告することを要しない。

(感染症指定医療機関の受診)

- 第 28 条** 傷病者の搬送後において、保健所から感染症法第6条に規定する感染症に当該傷病者が、り患している情報を得た場合は、消防長は医師又は保健所に指示及び助言を求め、受診の必要があると認めるときは、現場活動に従事した隊員等を感染症指定医療機関に速やかに受診させなければならない。

第6章 雑則

(出動可否の判断)

- 第 29 条** 血液等の汚染により感染症のまん延のおそれがあるときは、出動車両及び資器材の運用は実施しないものとする。
- 2 感染管理者は、感染症のまん延の予防に特に必要と認めるときは、隊員等の運用は実施しないものとする。

(補足)

- 第 30 条** この要綱で定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定めるものとする。

(感染防止対策の基本原則)

- 第 31 条** 総務省消防庁通知(令和2年12月25日付消防救第315号)の「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver2.0)」を基本とし、適切な感染対策の徹底に努めるものとする。
- ※以降、救急隊の感染防止対策マニュアルが更新された場合は、それに準ずる。(現在 Ver2.1 令和4年2月更新)

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

別表第 1(第 16 条関係)

出動車両	血液等による汚染がないとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・モップ又は布で湿式清掃する。 	
	血液等による汚染があるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパータオル又はガーゼで覆うように汚染物を除去する。 ・0.1 パーセント次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒清掃する。 ・湿式清掃又は消毒用エタノールで清拭する。 	
積載品	血液等に接触した物	洗淨可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラシ及びスポンジを使用し、流水で洗淨する。 ・0.02 パーセント次亜塩素酸ナトリウム溶液に 10 分間浸漬する。 ・金属部分のある物については、金属への腐食性がない消毒薬に浸漬する。 ・流水ですすぎ、湿式清掃又は消毒用エタノールで清拭する。
		洗淨不能	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパータオル又はガーゼで覆うように汚染物を除去する。 ・0.1 パーセント次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒清掃する。 ・湿式清掃又は消毒用エタノールで清拭する。
		浸漬不能	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラシ及びスポンジを使用し、流水で洗淨する。 ・0.1 パーセント次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒清掃する。 ・湿式清掃又は消毒用エタノールで清拭する。
	健全な皮膚に触れた物	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて洗淨及び消毒用エタノールで清拭する。 	

血液検体提供同意書

令和 年 月 日

男鹿地区消防一部事務組合
消防長 様

私は、血液検体提供について、以下の事項について、十分に説明を受け了解しました。

そのうえで、血液検体提供について同意します。

記

1 事故概要は次のとおりであること。

出動種別		発生日時	令和 年 月 日 ()	時 分頃
出動場所				
発生場所	<input type="checkbox"/> 要請場所 <input type="checkbox"/> 救急車内 <input type="checkbox"/> その他 ()			
曝露状況	<input type="checkbox"/> 針刺し <input type="checkbox"/> 創傷に付着 <input type="checkbox"/> その他 ()			

- 2 感染予防のため、傷病者の血液を採取し、検査する必要があること。
- 3 傷病者の静脈から必要量を採血すること。
- 4 検査は医療(検査)機関で行われること。
- 5 検査項目は、血液検体検査依頼書の内容及び医師の判断によるものであること。
- 6 検査結果は、医療(検査)機関と男鹿地区消防一部事務組合以外に保管しないこと。
- 7 検査終了後の血液は直ちに廃棄し、目的以外に使用しないこと。
- 8 検査費用は、全て男鹿地区消防一部事務組合が負担すること。

以上の内容について理解し、納得しましたので血液検体の提供について同意します。

令和 年 月 日

署 名 :

印

(代筆の場合)家族の氏名 :

(続柄)

様式第2号(第18条関係)

血液検体検査依頼書

令和 年 月 日

〇〇〇〇病院長

様

男鹿地区消防一部事務組合
消防長 印

当組合職員が、公務中に 様の血液等に曝露しました。本人からの血液検体提供の同意を得ていますので、血液検査をお願いします。

検査項目については、下記によるものとし、その他必要な検査項目があれば、加えて実施をお願いします。

記

血液検体の採血量	採血容器に必要量
検査項目	1 HBs抗原・抗体 2 HCV抗体 3 HIV抗体 4 その他 ()

様式第3号(第19条関係)

総括感染 管理者	感染 管理者	救急課 取扱者

消防長		様		令和 年 月 日	
		所 属		印	
		階級・氏名			
血液等曝露等事故報告書					
このことについて、男鹿地区消防一部事務組合感染症予防要綱(令和7年訓令第〇号)第19条の規定に基づき、次のとおり報告します。					
発生時間	年 月 日 (曜日)		時	分頃	
発生場所					
傷病者情報	氏 名	(歳) 男・女	種別	No.	
出動隊	所 属				
	隊 長	機関員	隊 員		
被曝露者	階 級	氏 名			
個人防護具の 装着状況	1 ゴーグル 2 マスク 3 感染防止衣 4 手袋 5 その他()				
発生状況	1 救出中 2 傷病者搬送中 3 静脈確保中 4 その他()				
事故概要					
負傷部位					
負傷程度	1 出血なし 2 表在性(少量出血) 3 中等度(皮膚の針刺し、切創、中等度の出血) 4 重度(深い針刺し、切創、著しい出血) 5 その他()				
原因器材等	1 鋭利刃物() 2 静脈留置針 3 血液等飛散 4 その他()				
傷病者の 感染症					
診断医師の 意見					
感染管理者 の意見					
総括感染 管理者の意見					
備 考					